

新築の長期優良住宅

固定資産税が減額

問合せ 税務財政課税務グループ ☎74 3003

長期 長期に渡って良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅の普及を促進するため「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を新築した場合、当該家屋に係る固定資産税を減額する措置が創設されました。

固定資産税の

減額措置

平成20年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅について、一般の住宅の場合はその住宅の翌年度から5年間の固定資産税が2分の1に、3階建て以上の中高層耐火住宅の場合はその住宅の翌年度から7年間の固定資産税が2分の1に減額されます。ただし、その住宅の120相当分までが減額の対象となります。

対象家屋の要件

平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅で、次の要件をすべて満たす住宅。

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅

(2) 人の居住の用に供する部分の面積が、家屋の床面積の2分の1以上のもの
 (3) 住宅の床面積が50（1戸建て以外の賃貸住宅は40）以上280 以下のもの

減額期間及び減額割合

区分	減額期間	減額割合
一般の長期優良住宅(下記以外)	新築の翌年度から5年間	1 / 2
3階建て以上の中高層耐火長期優良住宅	新築の翌年度から7年間	1 / 2

住宅床面積の120 相当分までが減額対象の限度となります。

申請方法

新築工事の完了日から翌年の1月31日までに、役場税務財政課へ必要書類を添付して申告してください。申告の際には、北海道建設部「住宅同建築指導課」で認定を受けた長期優良住宅であることを証明する書類が必要です。

「不明な点につきましては、税務財政課税務グループ（☎74・3003）まで問い合わせください。

なお、同内容をインターネットで洞爺湖町ホームページからも配信しておりますが、詳細につきましては、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」[http://www.mit.go.jp/jutakentiku/house/jutakentiku_hou_se_tk_000006.html](http://www.mit.go.jp/jutakuentiku/house/jutakentiku_hou_se_tk_000006.html)又は北海道ホームページ「北海道長期優良住宅コーナー」(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/k7/ksd/tyoukiyu_uryoujuyutaku/)をご覧ください。すので参照ください。